

# 新潟市水道局阿賀野川浄水場・満願寺浄水場 運転監視業務委託プロポーザル方式実施要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局が発注する阿賀野川浄水場とその監視制御下にある無人施設、満願寺浄水場とその監視制御下にある無人施設の運転監視業務について、安全かつ安定した水道水をより効率良く供給するため、透明性ならびに公平性を確保しながら、最も優秀な委託事業者候補を選定するために行う公募型プロポーザル方式による総合評価に関して必要な事項を定めるものである。

## (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 新潟市水道事業管理者（以下、「管理者」という。）とは、新潟市水道事業の設置および経営の基本に関する条例（昭和41年条例第66号）第3条第2項に定める者をいう。
- (2) プロポーザル方式またはプロポーザルとは、提出された提案書一式（以下、「提案書」という。）について、第6条の評価基準により総合的に評価し、委託事業者候補を選定することをいう。
- (3) 提案書とは、別に定める新潟市水道局阿賀野川浄水場・満願寺浄水場運転監視業務委託プロポーザル方式実施説明書（以下、「実施説明書」という。）で指示する提出物をいう。
- (4) 委託事業者候補とは、本プロポーザルにおいて最も優れた評価を得た者をいう。
- (5) 次点委託事業者候補とは、本プロポーザルにおいて次点とされる評価を得た者をいう。

## (対象業務)

第3条 対象とする業務は、豊富な経験、実績、優れた技術力および信頼性を必要とする浄水場運転監視に係る業務で、管理者が必要と認めるものとする。

## (参加資格)

第4条 本プロポーザルに参加する者（以下、「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和5・6年度における新潟市水道局入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている業者（以下、「名簿登録者」という。）であること。また、新潟市水道局阿賀野川浄水場・満願寺浄水場運転監視業務委託プロポーザル方式実施要綱、新潟市水道局阿賀野川浄水場・満願寺浄水場運転監視業務委託プロポーザル方式実施説明書で指示する提出物の提出時において、平成7・8年度名簿登録者であること。
- (3) 本プロポーザル参加募集の公表の日から契約締結までの間において、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされている者でないこと。

(6) 前各号に定めるものの他、管理者が定める参加資格の必要事項に該当していること。

2 複数業者による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）にあっては、前項各号に定める要件の他、以下の条件を満たすこととする。

(1) コンソーシアムの構成員が単体業者または他のコンソーシアムの構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

(2) コンソーシアムは、幹事業者を選定し、幹事業者をコンソーシアムの代表者とすること。  
なお、代表者は委託事業者候補選定までの一切の手続きを、当該コンソーシアムを代表して責任をもって行う他、全ての構成員より契約締結および本業務の履行に関する事務上の権限について委任されていること。

(3) 前項第1号から第5号にあっては、全ての構成員が要件を満たすこと。

(選定委員会の設置)

第5条 管理者は、本プロポーザルを厳正かつ公平に行うため、新潟市水道局阿賀野川浄水場・満願寺浄水場運転監視業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の組織、運営等については、別に定める選定委員会設置要綱によるものとする。

(評価基準)

第6条 プロポーザルの評価基準は、実施説明書に明示するものとする。

2 前項の評価基準の内容は、選定委員会の承認を得るものとする。

(手続きの開始)

第7条 本プロポーザルの手続き開始については、新潟市水道局ホームページ等により公表する。

(手続きおよび様式)

第8条 本プロポーザルに関する手続きおよび様式については、この要綱および実施説明書に定めるところによる。

2 実施説明書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 委託業務に関する事項
- (2) 提案書の作成および記載上の留意事項
- (3) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に関する事項
- (4) 提案書を選定するための評価基準に関する事項
- (5) 提案書作成等に係る質問の受付および回答に関する項目
- (6) 非選定理由に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

3 参加事業者は、管理者に提案書を提出しなければならない。

4 提出できる提案書は、1参加事業者につき1件とし、複数の提案をすることは認めない。

(失格要件)

第9条 参加事業者または委託事業者候補が、次の各号のいずれかに該当するとき、管理者は本プロポーザルの参加資格または委託事業者候補の決定を取り消すものとする。

- (1) 第4条に定める参加資格のいずれかを欠くとき。
- (2) 第8条第1項の手続きおよび様式の条件に適合していないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) この要綱に定める方法以外の方法で、選定委員会または関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接あるいは間接的に求める等、不正な接触を行ったとき。
- (6) 提案書記載の見積価格が、実施説明書の規定による提案上限額を超過しているとき。

(審査)

第10条 審査は、第6条の評価基準に基づいて選定委員会が行うものとする。

2 審査については非公開により行う。

(委託事業者候補の選定)

第11条 選定委員会は前条の審査の結果、総合評価において最高得点を得た参加事業者を、第3条の対象業務の委託に適した委託事業者候補として選定する。

2 前項の総合評価において最も高い得点を得た参加事業者が2者以上あるときは、次の順位で当該項目の最も得点の高い参加事業者を委託事業者候補とする。

- (1) 阿賀野川浄水場・満願寺浄水場の運転監視業務について
- (2) 阿賀野川浄水場・満願寺浄水場の事故発生時の体制および対応方法について
- (3) 阿賀野川浄水場・満願寺浄水場の運転監視体制について
- (4) 他の水道事業体における浄水場運転監視業務実績
- (5) 技術者および有資格者数

3 前2項の委託事業者候補が、第9条に定める失格要件に該当するときは、委託事業者候補としての身分を取り消し、次点委託事業者候補を新たに委託事業者候補として選定するものとする。

4 前条の審査の結果については、参加事業者全員（コンソーシアムの場合は代表者）に通知するものとする。

(契約に関する基本的事項)

第12条 契約方法については、以下のとおりとする。

- (1) 管理者は、選定された委託事業者候補を、本運転監視業務に係る委託契約（随意契約）の第1位交渉権者として契約締結の交渉を行う。なお、コンソーシアムの場合は代表者と交渉を行う。
- (2) 契約締結交渉の結果、合意に達した場合は、提案書記載の見積価格の範囲内で契約を締結する。なお、コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの代表者と契約を締結する。
- (3) 合意に至らなかった場合、または第1位交渉権者である当該委託事業者候補が第9条の失格事由に該当すると認められた場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉権者とする。
- (4) 契約締結交渉の結果、合意に至った場合は、特段の理由がない限り、令和10年9月30日まで継続して契約を行う。ただし、実施説明書の規定に基づき提案書に記載された見

積価格のうち、令和8年度以降の契約金額について保証するものではない。

- (5) コンソーシアムの場合は、契約締結にあたり、本委託業務を各者連帶して行う旨を明記した協定書を提出すること。
  - (6) 契約手続および契約書は、新潟市水道局契約規程の規定に定めるところによる。
  - (7) 契約締結後、受託者は、円滑に業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担する。
  - (8) 受託者の本プロポーザルにおける失格事由または不正を認められる行為が判明した場合は、管理者は、契約締結後においても、契約の解除ができるものとする。
- 2 契約内容は、仕様書および提案書に基づき決定する。なお、提案内容は実現を約束したものとみなし、実現にかかる追加費用や別途費用は、全て受託者の負担とする。
- 3 受託者は、コンソーシアムの構成員間におけるものを除き、本委託業務の一部または全部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ管理者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 4 新潟市水道局契約規程第33条の規定により契約保証金は免除する。
- 5 管理者は、受託者の本委託業務の結果に關し、受託者の責に帰すべき事由により被った損害については、受託者に対して損害賠償請求をすることができる。

(提案書の取扱い)

第13条 提案書の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 提出後は、記載された内容の追加および変更は認めない。
- (2) 提出された提案書は、返却しないものとする。
- (3) 提案書は、審査および選定委員会委員への説明のためにその複製を作成することができる。ただし、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 提案書の公開については、新潟市情報公開条例に基づくこととする。ただし、企業秘密を含む場合があることから、公開にあたっては提出した参加事業者の了解を得るものとし、非公開を希望する部分についてはマスキング処理を施すこととする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この要綱は、委託事業者が業務を開始した時点で廃止する。